

事務事業評価調書

事務事業名	社会福祉法人等認可・指導監査事業				
担当部名	福祉部	室課名	福祉指導監査室	室課長名	宮田 信樹

1 事務事業の概要

(1) 事業開始年度	平成24年度	改正 内容	社会福祉法の改正により、社会福祉法人の設立認可及び指導監査等が権限移譲され市の事務となる。											
(2) 直近の改正	平成25年度													
(3) 根拠法令等	社会福祉法、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法他													
(4) 市単独事業区分	<input type="checkbox"/> 全部	<input type="checkbox"/> 一部(上乘せ、横出し等あり)	<input checked="" type="checkbox"/> なし(国・府制度もしくは法令等で市が実施する義務あり)											
	一部にチェックした場合はその説明													
(5) 総合計画の体系	章	03	健康で安心して暮らせるまちづくり	節	00	細節	00							
(6) 目的	対象 (誰を、何を)	区分	<input type="checkbox"/> 内部管理	<input type="checkbox"/> 建設事業	<input checked="" type="checkbox"/> その他									
	範囲等	所管の社会福祉法人、社会福祉施設、指定居宅サービス事業者、指定障がい福祉サービス事業者等												
	目標 (どういう状態にしたいのか)	適正な社会福祉法人等の運営と円滑な社会福祉事業の確保を図る。												
	結果 (どのような効果が得られるのか)	利用者に質の高い安定した福祉サービスの提供を行う。												
(7) 事業概要	社会福祉法人の設立認可及び指導監査、並びに大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成12年大阪府条例第8号)等に基づき、児童福祉施設の指導監査、指定居宅サービス事業者及び指定障がい福祉サービス事業者等の指定・指導監査等を行っている。													
(8) H28事業別 予算コード	会計	01	款	03	項	01	目	01	大事業	11	中事業	01	小事業	01
(9) 事業費と 財源の内訳	項目		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)							
			予算(千円)	決算(千円)	予算(千円)	決算見込(千円)	予算(千円)							
	事業費(A)		8,002	8,864	7,787	7,791	9,510							
	人件費	職員数	18.03	18.03	18.03	18.03	17.03							
		総額(B)	150,587	144,944	147,306	142,438	137,126							
	総事業費(A+B)		158,589	153,808	155,093	150,229	146,636							
	特定財源(C)		40,447	43,900	41,498	41,498	36,338							
	(内訳)	国	0	0	0	0	0							
		府	40,424	43,877	41,475	41,475	36,319							
		その他	23	23	23	23	19							
	市負担(D)		118,142	109,908	113,595	108,731	110,298							
	(内訳)	地方債	0	0	0	0	0							
		その他	0	0	0	0	0							
		一般財源	118,142	109,908	113,595	108,731	110,298							
財源計(C+D)		158,589	153,808	155,093	150,229	146,636								
(10) 実施方法 (該当するものは全部チェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施													
	<input type="checkbox"/> 委託又は一部委託	委託先	①											
			②											
			③											
	主な委託内容													
	<input type="checkbox"/> 補助金・負担金	交付先	①											
②														
③														
<input type="checkbox"/> その他	内容													

2 評価の指標等

指標項目			項目		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	
(1) 活動指標	①	指標内容 社会福祉法人及び児童福祉施設の指導監査、認可外保育施設の立入調査	目標値	(単位:件)	104.00	114.00	129.00	
			実績値	(単位:件)	99.00	117.00		
			達成度(%)		95.2	102.6		
	目標値の積算方法	社会福祉法人は1~4年の範囲内で運営状況に応じて決定。児童福祉施設及び認可外保育施設は毎年実施	単位当たりコスト	総事業費(単位:千円)		1,553.62	1,325.62	
				一般財源(単位:千円)		1,110.18	970.93	
	②	指標内容 指定居宅サービス事業者及び指定障がい福祉サービス事業者等の指導監査	目標値	(単位:件)	220.00	324.00	275.00	
			実績値	(単位:件)	309.00	243.00		
			達成度(%)		140.5	75.0		
目標値の積算方法		概ね3~5年に1回、各事業者等への実地指導の実施	単位当たりコスト	総事業費(単位:千円)		497.76	638.26	
	一般財源(単位:千円)				355.69	467.49		
(2) 成果指標	①	指標内容	目標値	(単位:)	0.00	0.00	0.00	
			実績値	(単位:)	0.00	0.00		
			達成度(%)		0.0	0.0		
	目標値の積算方法		単位当たりコスト	総事業費(単位:千円)		0.00	0.00	
				一般財源(単位:千円)		0.00	0.00	
	②	指標内容	目標値	(単位:)	0.00	0.00	0.00	
			実績値	(単位:)	0.00	0.00		
			達成度(%)		0.0	0.0		
目標値の積算方法			単位当たりコスト	総事業費(単位:千円)		0.00	0.00	
	一般財源(単位:千円)				0.00	0.00		
(3) が困難な場合を示す	①	活動内容				目標		
	②	成果内容	指導監査を実施することにより、適正な社会福祉法人等の運営と円滑な社会福祉事業の確保につながっています。			達成状況	多くの社会福祉法人等で運営上の改善が見られました。	
(4) 総合評価	今後の方向性(実施計画)		<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 廃止	<input type="checkbox"/> 終期の設定	
	評価の説明		<p>当該事業を確実に実施することにより、質の高い安定した福祉サービスの維持・向上に資する重要な事業であると考えます。認可・指定・届出等に係る事務は法律等で定められており、指導監査等における実施手順については概ね確立しているものの、監査対象となる施設や事業所が増加傾向にあるため、より効率的な指導監査の手法等を取り入れながら、適宜事務の改善に努めていきます。</p> <p>指定居宅サービス事業者及び指定障がい福祉サービス事業者等の指導監査については、著しい不正が認められた事業所には数回にわたり監査を実施しています。ただし、これらは活動件数に反映されないため年度当初の目標値に対し実績値が下回ったものですが、指導監査の回数としては前年度並みを維持しており、今後とも事業者に対して適宜指導や処分等を行い福祉サービスの質の確保を図っていきます。</p>					

事務事業分析シート

所属名	福祉指導監査室	事業名	社会福祉法人等認可・指導監査事業	事業区分	その他
事務事業番号	00365				

1 各視点からの評価 ※内部管理事務は「公平性」の評価不要

評価の視点	評価点	チェック項目【プルダウンメニューで選択してください。】※各設問5点満点		
(1) 妥当性 (20点)	20	①役割分担の観点から見て、市の関与のあり方は適切ですか。		
		a. 市が関与すべき事業であり、その範囲も担い手も最適である。(5点)	5	点
		②この事業を進めることは、施策や政策課題の推進に効果がありますか。		
		a. 施策や政策課題の推進にとって、優先順位の高い重要な事業である。(5点)	5	点
		③社会状況の変化や時間の経過に伴い、事業の実施意義が薄れていませんか。		
a. 実施意義は今も増している。(5点)	5	点		
		④利用者や対象者の減少など、市民ニーズが低下していませんか。		
a. 客観的なデータで市民ニーズが高いことを把握している。(5点)	5	点		
(2) 有効性 (20点)	18	①活動指標・有効指標それぞれに定量的な指標設定を行っていますか。		
		b. 活動指標や有効指標には定量的な指標設定をしている。又は指標設定は困難であるが目標や達成状況は分析している。(3点)	3	点
		②事業の目的と受益者が一致していますか。		
		a. 事業の目的と受益者は完全に一致している。(5点)	5	点
		③事業は目標どおりに進捗していますか。		
a. 目標を上回る又は目標どおりの進捗状況である。(5点)	5	点		
		④市民に説明できる具体的な成果を上げていますか。		
a. 目標以上又は目標どおりの具体的な成果を上げている。(5点)	5	点		
(3) 効率性 (20点)	18	①単位当たりコストは適正ですか。		
		a. 単位当たりコストは適正である。(5点)	5	点
		②迅速なサービスの提供に努めていますか。		
		a. 迅速なサービス提供のための取組を具体的に取り組んでいる。(5点)	5	点
		③他の事業・取組と連携して、事業の効率化を図っていますか。		
a. 他の事業・取組と連携して、事業の効率化を図っている。(5点)	5	点		
		④事業手法の検討、事務改善に取り組むなど、事業効率の向上に努めていますか。		
b. 事業手法の検討や事務改善に取り組んでいる。(3点)	3	点		
(4) 公平性 (20点)	20	①サービスの対象範囲は適正ですか。		
		a. 不特定多数を対象としている。(5点)	5	点
		②サービスの水準は適正ですか。		
		a. サービスの水準は適正で、受益者以外の市民から見ても理解が得られる。(5点)	5	点
		③適正な受益者負担を求めていますか。		
a. 適正な受益者負担を求めている。又は受益者負担を必要としない理由・根拠がある。(5点)	5	点		
		④公平性を確保するための取組みをしていますか。		
a. 滞納等には速やかに適正な措置を講じており、収納率も高い。又はそのような取組が必要がない事業である。(5点)	5	点		
(5) 持続可能性 (20点)	18	①事業開始当初と比べて、事業費や市負担が大幅に増大していませんか。		
		a. 事業費や市負担はほとんど増加していない。(5点)	5	点
		②今後、対象者の増加等で事業費や市負担が増大する傾向にありませんか。		
		a. 事業費や市負担はほとんど増大しない見込みである。(5点)	5	点
		③府内類似団体(又は北摂各市)の類似事業と比較・分析していますか。		
a. 定期的に比較・分析しており、事業費の水準は適正である。(5点)	5	点		
		④将来的に見て、現在の事業のあり方で、期待する事業効果を得ることができますか。		
b. 現在の事業のあり方で、一定の事業効果は得られるが、見直しにより、さらに効果的な事業にできる余地がある。(3点)	3	点		
評価点合計 (100点満点)	94	← ※自動計算します。 (内部管理事務は公平性の評価点がないため、各視点の合計×1.25(小数点以下切捨て))		

所属名	福祉指導監査室	事務事業番号	00365
-----	---------	--------	-------

2 各視点からの評価の点数では表れない事項(必要に応じて記載)

法律等に基づき、市による実施が義務付けられている事務事業です。当該事業を確実に実施することによって質の高い福祉サービスの維持・向上につながり、市民ニーズは高いと考えます。

3 事務事業の現状分析

(1)本事業の位置付け	<input type="checkbox"/> 主要な政策課題としての取組	<input type="checkbox"/> 部として重点的な取組	<input checked="" type="checkbox"/> その他
(2)各視点からの評価結果			
(3)現状分析	<p>児童福祉施設のうち保育所関連の施設・事業所については、待機児童解消に向けた保育の供給体制確保のため、保育所等の認可に比例して監査対象が増えており、その対応として今後より一層効率的な指導監査に努めていく必要があります。</p> <p>また、高齢化の進展により介護保険事業者についても同様に増加傾向にあり、引き続き指導監査対象の増大が見込まれます。さらに高齢者・障がい者に係る施設での虐待等、緊急の対応や再発防止に向けた検証等を要する事例も増えつつある現状です。</p> <p>事業費については、人件費以外は旅費・消耗品費・システム保守委託料等が占め、市負担の増加はありません。</p>		

4 その他(国・府の動向など、当該事業に関する特記事項)

・平成26年10月から大阪府・政令指定都市及び中核市は、所管する指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の新規指定申請・更新申請時に手数料を徴収することとなりました。本市としても、今後の法改正による事務移管や中核市への移行等を踏まえながら、近隣他市の動向等も注視し、手数料徴収に係る方向性を定めていきます。

・社会福祉法人制度改革に伴い関係法令等が改正され、法人の公益性・非営利性を担保する観点から、経営組織の強化、運営の透明性の向上、財務規律の確立、社会貢献活動の責務等が法的に義務付けられたことにより、今後は社会福祉法人に対し法令等の違反について必要な勧告を行う等、所轄庁としての関与が一層強まることとなります。